

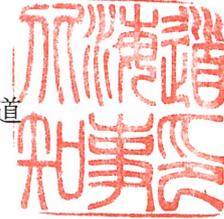
## 産業廃棄物処分業許可証

住所 北海道北見市豊地12番地9

氏名 株式会社斉藤商店  
代表取締役 斉藤 孝治郎

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

北海道知事 鈴木 直道



許可の年月日 令和8年(2026年)3月26日

許可の有効年月日 令和13年(2031年)3月25日

## 1. 事業の範囲

破砕(金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず)、  
圧縮(廃プラスチック類、金属くず)、  
切断(廃プラスチック類、金属くず)、  
減容(廃プラスチック類)。以下余白。

## 2. 事業の用に供するすべての施設

- |           |  |           |                                      |
|-----------|--|-----------|--------------------------------------|
| (1) 施設の種類 | 廃プラスチック類の切断、<br>ガラスくず、コンクリートくず<br>及び陶磁器くずの破砕、金属<br>くずの破砕・圧縮・切断施設 | (5) 施設の種類 | 保管場所2                                |
| 設置場所      | 北見市豊地12番9  | 設置場所      | 北見市豊地12番9                            |
| 設置年月日     | 昭和52年(1977年)6月1日   | 面積        | 5㎡                                   |
| 処理能力      | 26.8㎡/日(8時間)、<br>3.36㎡/時間  | 種類        | ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず<br>・保管上限 2.4㎡ |
| (2) 施設の種類 | 廃プラスチック類の圧縮施設  | (6) 施設の種類 | 保管場所3                                |
| 設置場所      | 北見市豊地12番9  | 設置場所      | 北見市豊地12番9                            |
| 設置年月日     | 令和7年(2025年)2月13日   | 面積        | 30㎡                                  |
| 処理能力      | 3.7t/日(8時間)、<br>0.46t/時間   | 種類        | ・廃プラスチック類<br>・保管上限 75㎡               |
| (3) 施設の種類 | 廃プラスチック類の減容施設  | (7) 施設の種類 | 保管場所4                                |
| 設置場所      | 北見市豊地12番9  | 設置場所      | 北見市豊地12番9                            |
| 設置年月日     | 平成20年(2008年)2月1日   | 面積        | 27㎡                                  |
| 処理能力      | 0.4t/日(8時間)、<br>0.05t/時間   | 種類        | ・廃プラスチック類<br>・保管上限 67.5㎡             |
| (4) 施設の種類 | 保管場所1  | (8) 施設の種類 | 保管場所5                                |
| 設置場所      | 北見市豊地12番9  | 設置場所      | 北見市豊地12番9                            |
| 面積        | 300㎡   | 面積        | 15㎡                                  |
| 種類        | ・金属くず<br>・保管上限<br>・高さ  | 種類        | ・廃プラスチック類(発泡スチロール)<br>・保管上限          |
|           | 370㎡<br>3.7m   |           | 52.5㎡                                |

(第2面へ続く)



第2面

許可番号 第00120016437号  
許可業者の名称 株式会社斉藤商店

- (9) 施設の種類 保管場所6  
設置場所 北見市豊地12番9  
面積 9㎡  
種類  
・廃プラスチック類 (発泡スチロール)  
・保管上限 31.5㎡

3. 許可の条件  
\*\*\*\*\*

4. 許可の更新又は変更の状況
- |               |       |                                 |
|---------------|-------|---------------------------------|
| 平成13年 (2001年) | 3月26日 | 許可の更新                           |
| 平成14年 (2002年) | 3月19日 | 変更許可 (破碎・圧縮・切断 (廃プラスチック類) の追加。) |
| 平成18年 (2006年) | 3月26日 | 許可の更新                           |
| 平成20年 (2008年) | 2月27日 | 変更許可 (減容 (廃プラスチック類) の追加。)       |
| 平成23年 (2011年) | 2月28日 | 事業の一部廃止届出 (破碎 (廃プラスチック類) の削除。)  |
| 平成23年 (2011年) | 3月26日 | 許可の更新                           |
| 平成28年 (2016年) | 4月26日 | 許可の更新                           |
| 令和3年 (2021年)  | 3月26日 | 許可の更新                           |
| 令和8年 (2026年)  | 3月26日 | 許可の更新                           |

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有・無